

桜井市職員懲戒処分等の指針

平成20年6月12日

平成31年2月15日改正

令和5年6月1日改正

桜井市

1 目的

職員の懲戒処分等の標準的な量定及び公表の基準を明らかにすることにより、市民の公務に対する信頼感を確保し、職員が公務員として高い倫理観を保持し、市民に信頼される職員として行動するよう本指針を制定する。

2 指針の構成

第1 基本事項

この指針は、任命権者が懲戒処分等を行う際の職員の非違行為について、標準的な処分量定を掲げたもので、具体的な量定については、

- 1 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 2 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 3 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 4 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 5 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含めて総合的に考慮の上判断するものとする。このため、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることもあり得るところである。

また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いの他、人事院の懲戒処分の指針、他市の例を参考としつつ判断するものとする。

【標準例に掲げる処分量定より重いものとすることが考えられる場合の例】

- 1 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- 2 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- 3 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- 4 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- 5 処分の対象となり得る複数の非違行為を行っていたとき

【標準例に掲げる処分量定より軽いものとすることが考えられる場合の例】

- 1 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- 2 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分

- (1) 免職 職員の身分を意に反して失わせる処分
- (2) 停職 1日以上6月以下の間、職は保持するが、職務に従事させず給与も支給しない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の10分の1以下を減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為に係る責任を確認させ戒める処分

2 指導上の措置

監督の地位にある者が、職員の非違行為に対してその責任を確認させ、将来を戒めるために行う行為で、1に当たらない次のもの

- (1) 訓告 任命権者名で文書により行う注意
- (2) 文書厳重注意 任命権者又は所属部局長名で文書により行う注意
- (3) 口頭厳重注意 任命権者又は所属部局長が口頭により行う注意

第3 対象者

地方公務員法第3条第2項に規定する一般の職員（臨時職員を含む）

第4 標準例

1 一般服務関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標準量定
欠勤	(1) 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	(2) 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	(3) 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
休暇の虚偽申請	病気休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の申請をした職員	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
職場内の秩序を乱す行為	(1) 暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	(2) 暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
秘密漏えい	(1) 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
	(2) 上記の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	免職
	(3) 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
個人情報の目的外収集、目的外使用及び紛失等	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集等した職員	減給又は戒告

政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
入札談合等に関する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職又は停職
営利企業等への従事制限違反	地方公務員法第38条の規定に違反して、営利企業の役員の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は戒告
公文書の不適正な取扱い	(1) 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	免職又は停職
	(2) 決裁文書を改ざんした職員	免職又は停職
	(3) 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他の不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	停職、減給又は戒告
セクシャルハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	(1) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	(2) 相手の意に反することを認識した上で、わいせつな言葉、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等（以下「性的な言動」という。）を繰り返した職員	停職又は減給
	(3) (2)の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積により精神疾患を患ったとき。	免職又は停職
	(4) 相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った職員	減給又は戒告
パワーハラスメント (職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動)	(1) パワーハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員	停職、減給又は戒告
	(2) パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員	停職又は減給
	(3) パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員	免職、停職又は減給
公務員倫理違反	賄賂を収受した職員	免職又は停職
法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた職員	停職、減給又は戒告

2 公金等取扱い関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標準量定
横領	公金又は公有の財産を横領した職員	免職
窃取	公金又は公有の財産を窃取した職員	免職

詐欺	人を欺いて公金又は公有の財産を交付させた職員	免職
紛失	公金又は公有の財産を紛失した職員	戒告
盗難	重大な過失により公金又は公有の財産の盗難に遭った職員	戒告
公有財産の損壊	故意に、職場において公有の財産を損壊した職員	減給又は戒告
出火・爆発	過失により職場において公有の財産の出火、爆発を引き起こした職員	戒告
給料・諸手当の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して給料・諸手当を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給料・諸手当を不正に受給した職員	減給又は戒告
公金又は公有の財産の処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公有の財産の不適正な処理をした職員	減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告

3 公務外非行関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標準量定
放火	放火をした職員	免職
殺人	人を殺した職員	免職
傷害	人の身体を傷害した職員	停職又減給
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかした職員が人を傷害するに至らなかったとき	減給又は戒告
器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
横領	(1) 自己の占有する他人の物（公金及び公有の財産を除く。）を横領した職員	免職又は停職
	(2) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員	減給又は停職
窃盗・強盗	(1) 他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	(2) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
賭博	(1) 賭博をした職員	減給又は戒告
	(2) 常習として賭博をした職員	停職
麻薬の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	免職
酒に酔っての礼儀を欠く言動等	酒に酔い公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく礼儀を欠く又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	免職又は停職
盗撮行為	公共の場所若しくは乗り物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員	停職又は減給
痴漢行為	公共の乗り物等において痴漢行為をした職員	停職又は減給

4 交通事故・交通法規違反関係

飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）	(1) 酒酔い運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員	免職
	(2)－1 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員	免職又は停職
	(2)－2 上記の場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	(1)－1 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職、停職又は減給
	(1)－2 上の場合において措置義務違反をした職員	免職又は停職
	(2)－1 人に傷害を負わせた職員	減給又は戒告
	(2)－2 上の場合において措置義務違反をした職員	停職又は減給
交通法規違反	(1) 酒酔い運転をした職員	免職又は停職
	(2) 酒気帯び運転をした職員	免職、停職又は減給
	(3)－1 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告
	(3)－2 上の場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	停職又は減給
	(4) 飲酒運転により処分を受けるに至った本人が運転することを知らながら、飲酒を勧めた職員、車両を提供した職員、また本人の運転する車両に同乗していた職員	免職、停職、減給又は戒告

注1 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

- 悪質な交通法規違反で行政処分や警察の警告を受けるに至った職員は、必ず所属長を通して人事課へ報告しなければならない。この場合において報告を怠った職員は、処分の量定を加重する。
- なお、道路交通法で刑罰・行政処分の対象とならない酒気を帯びての運転であっても、処分の検討を行う。

※ 参考

○飲酒運転の定義

飲酒運転	交通違反の種類	呼気中のアルコール濃度mg/ℓ	違反点数
	酒酔い運転		3 5
	酒気帯び運転	0.25以上	2 5
		0.15以上0.25未満	1 3

○悪質な交通法規違反の定義

1 回の交通法規違反の点数が6点以上のものをいう。

（点数が6点以上になると運転免許の停止や取消し処分を受ける。）

5 監督責任関係

項 目	行 為 等 の 様 態	標 準 量 定
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給

第 5 公表基準

1 公表する懲戒処分

地方公務員法の規定に基づく懲戒処分

2 公表する内容

(1) 免職の場合

ア 被処分者の氏名、所属、職名、年齢、性別

イ 処分の内容

ウ 処分年月日

エ 処分に至った処分の概要

(2) 停職・減給・戒告の場合

ア 被処分者の所属、年齢、性別

イからエ (1) 免職の場合と同じ

3 公表の例外

(1) わいせつ事件等の被害者が事件を公表しないように求めている事案又は警察から捜査の関係等の理由で公表しないよう求められた事案は公表しないものとする。

4 公表の方法

処分が決定された後、速やかに発表資料により公表する。